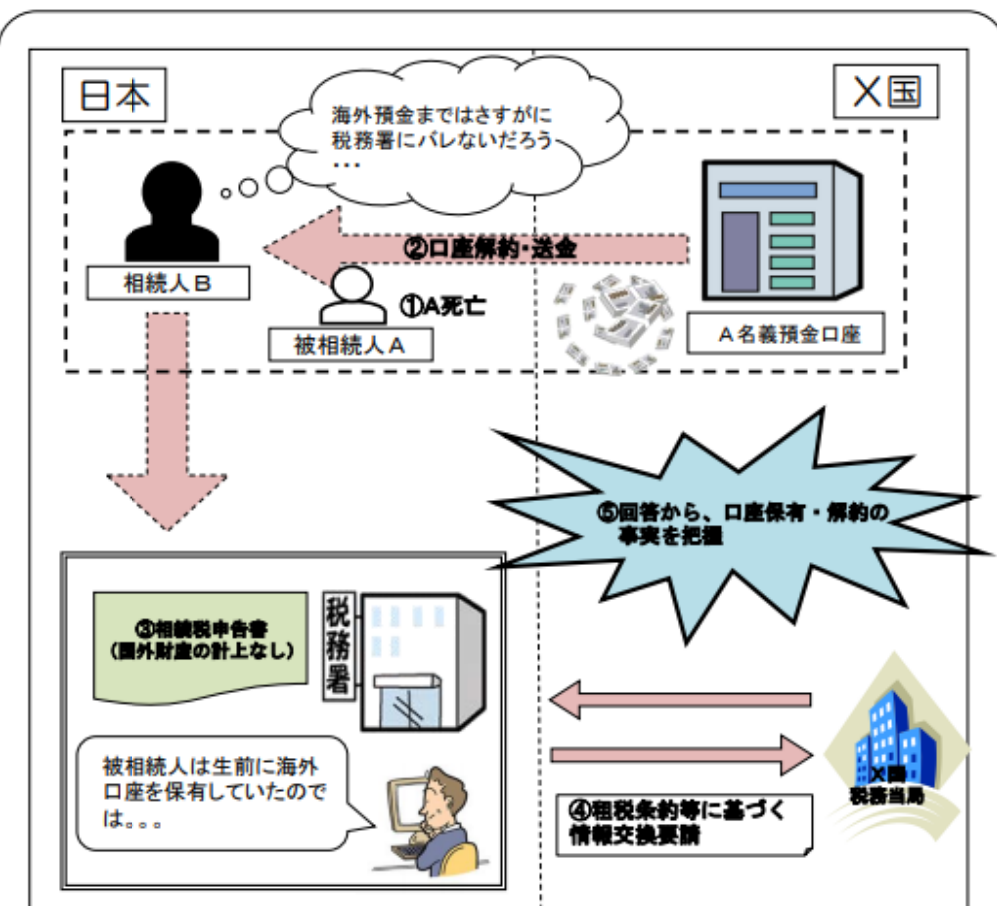
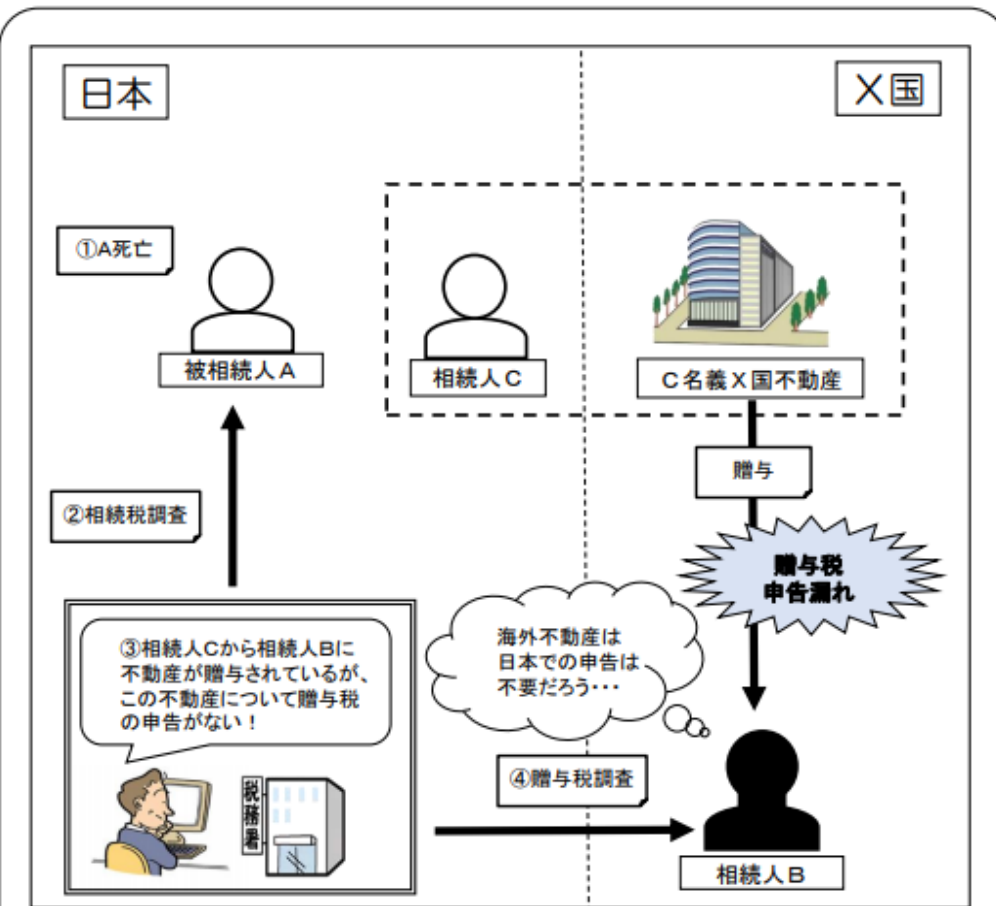


事例9 相続税の申告から国外財産を除外していた事例



資料情報等から被相続人Aは国外に預金口座を保有していたことが想定されたものの、被相続人Aの相続税の申告には国外の財産が含まれていなかったことから調査を実施した。調査において、被相続人Aの相続税の申告を行った相続人Bは、相続財産の中に国外の財産はないと説明したため、X国の税務当局に対して、租税条約等に基づく情報交換要請を実施したところ、①相続開始日において、被相続人A名義の預金残高が存在していたこと、②相続開始後、相続人Bが当該銀行口座を解約し、その残高を国外のB名義の銀行口座に送金していたことなどを把握した。

事例10 国外財産について贈与税の申告がなかった事例



被相続人Aの相続税調査において、X国に居住する相続人Bが同国に保有する不動産の取得経緯を説明するため、相続人Bに対して贈与税の調査を実施した。調査の結果、相続人Bは、相続人Cから当該不動産を贈与されていたが、海外不動産であれば日本の申告は不要であると考え、当該不動産について、贈与税の申告をしていなかったことが判明した。